

「ようこそさっぽろ」運営等業務 公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

観光情報サイト「ようこそさっぽろ」運営等業務

2 本要項の目的

本要項は、札幌市の公式観光情報サイトである「ようこそさっぽろ」の運営・管理等を行う業務の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の内容

業務の内容については、別紙仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

4 参加資格

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有する企業、団体等であること。
- (2) 札幌市内に本店または支店等を有していること。
- (3) 契約を締結する能力を有すること。
- (4) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でなく、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付け財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

5 企画提案を求める項目

- (1) ナビゲーション機能の充実

初めてサイトを訪れる方でも直観的に目的の情報へ辿り着けるようにサイト内の情報の探しやすさを向上させるとともに、思いがけない観光情報との出会いや「脱定番」の入り口となるように、閲覧者に対し、より多くのコンテンツに誘導できるようになることを目指している。これらを実現するために、サイトメニューの再構成を検討し、具体的に提案すること。

(2) マーケティングとレコメンデーションの強化

観光客のニーズを的確に把握するため、サイトの現状に関する調査・分析を定期的実施し、コンテンツ制作へ反映させるとともに、マーケット分析を活用し、顧客のセグメントに応じたレコメンデーションを行うことを目指している。これを実現するための仕組みを検討し、その具体的な方法を明らかにすること。

(3) サイトの普及策の実施

ウェブサイトのアクセス数や、フェイスブックページのファン数(ページへの「いいね」)の向上させるため、国内外に向けて本サイトを広く普及させるためのプロモーション等の具体的な方策を検討し、その方法を明らかにすること。

(4) 編集方針及びコンテンツの更新

各コンテンツの更新の際に、題材をどのように選定し、誰がどのように編集するのか、どの程度の長さの記事をどの程度の頻度で更新するのかについて明らかにすること。

(5) 執行体制及び過去の実績

本業務を執行するにあたり、どのような実効性のある執行体制を組もうとするか、企画、取材、編集、制作、翻訳、システム運用・保守のそれぞれについて明らかにすること。

また、本業務に類似する過去の業務実績にはどのようなものがあり、本業務にどのように生かせるかを明らかにすること。

(6) その他の独自提案

上記のほか、必要と考えられる提案事項があれば追加すること。

6 提出書類

(1) 申込書(様式1)

(2) 法人登記履歴事項全部証明書(発行後3か月以内の原本に限る)

(3) 定款(複写可)

(4) 参加資格に係る申出書(様式2)

(5) 納税を証明する書類等

・市区町村税の納税証明書

本募集要項の配布開始日以降に発行された、課税されているすべての項目について未納がない旨の証明書(契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の市区町村が発行する納税証明書。所在地が札幌市の場合は、札幌市が発行する「納税証明書(指名願)」とする。)

・消費税及び地方消費税の納税証明書

本募集要項の配布開始日以降に発行された、未納がない旨の証明書(その3の3)
(本店所在地を所管する税務署が発行する納税証明書)

- (6) 企画提案書(様式なし。ただし、A4サイズとすること)
- (7) 参考見積(様式なし)

7 申込方法・スケジュール・選定

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間：平成27年3月12日(木)まで(土日、祝日を除く)

配布時間：9時00分から17時00分まで

イ 募集要項及び仕様書は、ウェブサイト「札幌の観光行政」に掲載している。なお、仕様書別紙3から別紙7はセキュリティの都合上、資料貸出申請書(様式3)を提出の上、直接配布とする。

(<http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/index.html>)

(2) スケジュール

ア 参加申込書・企画提案書の提出期限 平成27年3月19日(木)

イ 予備審査(書類審査) 平成27年3月20日(金)

ウ 選定委員会 平成27年3月25日(水)

(3) 参加申込書・企画提案書の提出

ア 申込期間：平成27年3月19日(木)まで(土日、祝日を除く)

イ 申込時間：9時00分から17時00分まで

ウ 提出書類：6(1)～(5)を各1部

6(6)、(7)を各8部

事前に来庁日時を担当課に電話予約の上、持参により担当課に提出すること。
郵送による受付は行わない。

(4) 予備審査(書類審査)

多数の企画提案書の提出があった場合には、書類による予備審査を行い、企画提案参加者を3社程度に絞る。

予備審査結果を平成27年3月23日(月)までに連絡する。

(5) 選定委員会の開催

選定委員会を設置し、その選定委員会においてもっとも高い評価を得た事業者を業務委託先の優先交渉団体とする。審査に際しては、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施する。

ア 日時(予定)

平成27年3月25日(水) 午後 ※時間は別途指定する

イ 内容(予定)

- ・ プレゼンテーション(15分程度)
- ・ 質疑応答(10分程度)

ウ 参加者人数

各団体 3 名以内

エ 採用・不採用の通知

最終結果は選定委員会参加事業者に平成 27 年 3 月 27 日（金）までに文書で通知する。

(6) 選定基準

ア 選定基準は以下のとおりとし、総合的に判断する。

審査項目	着眼点
ナビゲーション機能の充実 (20 点)	<ul style="list-style-type: none">・ サイト内の情報の探しやすさが向上しているか・ より多くのコンテンツに誘導できるような工夫がなされているか。
マーケティングとレコメンデーションの強化 (20 点)	<ul style="list-style-type: none">・ サイトの現状に関する調査・分析を定期的を実施し、コンテンツ制作へ反映させる仕組みとなっているか。・ マーケット分析を活用し、顧客のセグメントに応じたレコメンデーションを行う仕組みとなっているか。
サイトの普及策の実施 (20 点)	<ul style="list-style-type: none">・ 国内外を問わず、確実かつ効果的に本サイトを普及する提案となっているか
編集方針及びコンテンツ更新方法 (10 点)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業目的を的確に把握し、観光客の現状と課題を踏まえたコンテンツを制作する具体的な編集方針となっているか
執行体制及び過去の実績 (20 点)	<ul style="list-style-type: none">・ スタッフの体制と役割は明確で実現性があるか。・ スタッフの確保方法や要件は妥当か。特に、多言語対応や外国人ブログ制作の推進体制が充実しているか。・ 類似業務の実績はあるか。
その他の独自提案 (10 点)	<ul style="list-style-type: none">・ 上記の他、魅力的な独自提案があれば加点を行う。

イ なお、参加者が 1 者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

8 予算上限

21,060,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※予算に係る留意点

本公募型プロポーザルは、平成 27 年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものであり、このため平成 27 年度予算が成立した場合には、本公募型プロポーザルにより選定した事業者と平成 27 年度に契約を行うこととする。ただし、予算が成立しなかった場合には、本公募型プロポーザル方式にかかる契約を行うことは出来ないため、十分に御留意のうえ応募すること。

9 契約

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、選定委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

契約期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

10 支払方法

契約総額を月額に分割し、毎月払い（毎月末または翌月に履行状況を確認後支払）を予定している。

11 問い合わせ

本件に関する問い合わせについては、簡易なものを除き、質問票（様式 4）によるものとする。

(1) 質問票の受付期限

平成 27 年 3 月 13 日（金）17 時 00 分まで

(2) 質問票の送付

担当者まで電子メールで送付すること。

件名に「ようこそさっぽろプロポーザルについて」と記載すること。

(3) 質問内容の公表

公平を期すため、質問票による質問内容は順次札幌の観光行政ホームページ内にて公開する。

回答にあたっては、質問を行った法人は公表しない。

なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

12 その他

(1) 書類の作成・提出にかかる費用は申込者の負担とする。

(2) 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情があると市又は選定委員会が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。

(3) 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 同一法人からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 書類の著作権は申込者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用できることとする。

- (7) 書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (8) 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

13 募集要項の配布場所・連絡先・問い合わせ先・書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市観光文化局観光コンベンション部観光企画課 担当：石山・和田

Tel 011-211-2376 Fax 011-218-5129

メールアドレス：kanko@city.sapporo.jp

(メールでお問合せの際は、件名に「ようこそさっぽろプロポーザルについて」と記載すること。)